

平成29年度「観光行政に関する事務の執行について」

「結果」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
54	<p>第4 個別事業に係る監査の結果及び意見  <b>【4】</b>ならまち格子の家運営管理経費                      (1) 指定管理者からの事業報告書について                      ・ 構成員合算の収支計算書を入手すべき                      市は、コンソーシアムへ支払った指定管理料4,408千円のうち、2,963千円の使途を把握していなかった。                      また、市が入手していたコンソーシアムの収支計算書と監査人が入手した(株)地域活性局の収支計算書を合算すると、コンソーシアムとしてのあるべき事業活動収支差額は△4千円であり、市が把握している収支差額△29千円よりも24千円乖離していた。                      コンソーシアムの構成員の当該事業に係る支出は、コンソーシアムの支出であるので、その支出項目が分かるような収支計算書を入手すべきである。したがって、市は、現状のような(株)地域活性局への負担金支出として開示された収支計算書を入手するのではなく、(株)地域活性局での支出項目に合わせて、コンソーシアム全体としての収支計算書を提出させるべきである。                      (表省略)</p>	奈良町にぎわい課	措置済	(株)地域活性局での支出項目に合わせた、コンソーシアム全体としての令和元年度収支計算書を提出させました。	令和2年3月31日現在
63	<p>第4 個別事業に係る監査の結果及び意見  <b>【7】</b>柳生の里観光施設運営管理経費                      (1) 指定管理料の執行について                      ・ 指定管理業務に係る領収書等を保管するよう指導すべき                      監査人が平成28年度の旧柳生藩家老屋敷と旧柳生藩陣屋跡の指定管理料に係る収支報告書を閲覧したところ、平成29年3月の人件費支出が、他の月の2倍以上に急増していた。(表省略)                      市によると、指定管理者は柳生の里観光施設の管理運営に協力して頂いた地域のボランティアらに対して支払った1年分の謝礼金を人件費に計上しており、その結果3月の人件費支出が他の月の2倍以上になったとのことだった。しかし、そのうちの一部謝礼金の支払については領収書を徴収していないとのことであった。                      指定管理者は指定管理事業の運営に要した経費の支払事実を証明する書類を保管すべきであり(柳生の里観光施設の管理に関する基本協定書第12条)、市は、指定管理者に対する指導を徹底する必要がある。また、市は収支状況が正確に報告されていることを確かめるため、今後は領収書と会計帳簿との照合などによるチェックを行うべきである。</p>	観光戦略課	措置済	平成29年度の指導以来、現地を訪問し、領収書と会計帳簿との照合等の確認を行っています。	令和3年4月1日現在
78	<p>第4 個別事業に係る監査の結果及び意見  <b>【11】</b>観光案内所運営管理経費                      (2) 入館者数の集計について                      ・ 修学旅行生の人数を集計すべきかどうか検討すべき                      現状、市観光協会は修学旅行生の集計を行っておらず、実施要領に反している。                      修学旅行生の誘致は、市や市観光協会の重点的な取組事項であるため、修学旅行生の人数は市としても把握すべき情報である。しかし、その情報は宿泊施設が把握すればよい情報であり、観光案内所で集計する必然性はないとも考えられる。                      そのため、市は観光案内所において修学旅行生の集計が必要かどうかを検討し、実施要領を修正するか、市観光協会が修学旅行生の集計を行うかの対策を講じ、実施要領にあった運営を行うべきである。</p>	観光戦略課	措置済	観光案内所を訪れる人の中から外見で判断して修学旅行生を集計することは正確性に欠けるとともに、奈良市を訪れる修学旅行生の数は、奈良市に宿泊する修学旅行生の数を基に推計することができるため、修学旅行生の誘致において必要な情報は既に入手できていることから、観光案内所において修学旅行生の数を集計することは不要と判断し、平成30年度の契約から、実施要領の集計対象項目から削除しました。	平成30年9月30日現在

平成29年度「観光行政に関する事務の執行について」

「結果」の措置状況（市長部局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
103	<p>第4 個別事業に係る監査の結果及び意見</p> <p>【19】観光便所・待機所管理経費</p> <p>(2) 適切な予算要求資料の作成について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予算要求資料及びその積算資料を作成者以外の者がチェックする体制を整備し、適切に予算要求資料を作成すべき</li> <li>・予算は無駄なく効率的に使用すべきであり、予算要求資料は適切に積算した資料に基づき作成すべきであった。また、同様のことが起こらないよう、予算要求資料及びその積算資料の作成については、作成者以外の者がチェックする体制を整備すべきである。</li> </ul>	観光戦略課	措置済	<p>観光便所管理委託料については、うるう年は勤務時間数や消耗品費を調整する等、勤務日数や消費税率によって委託料の総額に増減が生じないよう例年定額で見積もっていたため、総額以外の日数や税率の表記に対するチェックが不十分であったが、この認識を改め、平成31年度の予算要求資料作成時には、日数を正しく表記するとともに、消費税率については10月からの2%増を見込んだ金額で見積もり、また、複数人でのチェックを実施しました。</p>	平成30年9月30日現在